

令和 7 年 10 月 14 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年10月14日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター 2階 大会議室

3、出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	後藤 賢治
4番	富永 安弘	5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悅老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

追加議案

第6 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定による会長職務
代理者の互選に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 それでは、令和7年度第7回高森町農業委員会総会を開会いたします。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会成立となっております。

本日は、13名全員の方が出席されておられますので、総会が成立いたします。

それでは、芹口会長に御挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

毎日、暑い日が続いております。

例年だと、10月に入つくると、かなり涼しくなってきて、朝晩寒く感じられるのですが、今年は10月中旬というのにまだ衣服も半袖で、昼間も非常に暑く、何かだんだん温暖化で、高冷地ではなくなってきているなという感じがしております。

本町も、稲刈りも大分進んで、黄色の稲穂が見えなくなってきたります。

稲刈りも、もう終盤にかかってきているのではないかなど、思っております。

米価もかなり高く取引され、農協の概算金もかなり高い価格で取引されております。

農家からしますと、近年、生産資材も上がっておりましすし、肥料代、燃料代と、それに係る経費もかなり高くなっていますので、対価としては、当然といえば当然なのかなというような気もいたします。

いずれにしましても、生産者、消費者が納得できる価格に早く落ち着けばいいなと思っております。

総会ということで、皆さんにはお忙しい中に出席いただき、かつ、ご審議されますよう、よろしくお願ひいたします。

また、総会後、農地利用最適化推進委員との合同会議も3時から予定されておりますので、本日は結構遅くまでかかるかと思いますが、どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

お疲れ様です。

事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日、皆様にお送りしている議案以外で追加議案を1つ御用意しています。

こちらの追加議案というのは、11番委員さんが職務代理者といって、会長に何か事故等があった場合に、代わりに代理をするというような役職をしていただいておられました。

ご存じのように、先月、突然にお亡くなりになられましたので、その職務代理者をまた互選によって決めるというような議案を提出しております。

この職務代理者につきましては、地域推選者の中から今まで慣例で選んできましたので、本日もそのような流れで御審議をいただければと思っております。

皆様、よろしくお願ひします。

それでは、会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、芹口会長に議長をお願いいたします。

議 長 はい。では、議事に入りたいと思います。

「議第25号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。署名委員ということですので、今回は4番委員、5番委員にお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

では、「報告第2号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。農地法第3条の相続ということですので、事務局に御説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届

出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆ですが、2番目の筆については、面積が小さすぎるので表示できておりません。

事務局からの説明は以上です。

議長　　はい。これは報告ということですので、よろしいですかね。

(複数委員)　　はい。

議長　　はい、では次に移ります。

「報告第3号」

事務局　農地法第18条の規定による小作解約について。〔合意解約〕
【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長　芹口民雄。

議長　　はい。これも報告ということですので、事務局から説明をお願いします。

事務局　7ページをお開きください。

番号1、借受人、貸出し人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意による解約です。

補足資料は、6ページの赤枠の筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長　　はい。合意解約ということですので、これについてもよろしいですか。

(複数委員)　　はい。

議長　　はい。報告済とします。

では、「議第26号」

事務局　農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

事務局　別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長　芹口民雄。

議長 はい。では、番号1、3番委員、御説明をお願いいたします。
(14番委員 退席)

3番委員 1番の譲受人、譲渡人、以下左記のとおりです。
売買による所有権の移転ということで申出があつております。
補足資料は、8ページ、9ページです。
以上です。

事務局 事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

事務局 補足でよろしいですか。
今、14番委員が出ていかれましたが、これは譲受人が利害関係者となるからです。
こういうような場合、関係者の方は、審議中は退席していただくようになっておりますので、皆様方も同様の案件の場合、退席をお願いすることがあると思います。
皆さん、御審議をよろしくお願ひします。

議長 はい。御説明がありましたが、何か御質問等、御意見等ございませんか。

2番委員 この農地は畠ですよね。
現在、耕作放棄地となっていますか。

事務局 2番委員の質問にお答えしたいと思います。
先ほど、事務局から補足説明はしませんでしたが、補足資料の農地の状況を見てもらうと分かるとおり、現況は耕作放棄地となっております。
県の単独事業の中に、耕作放棄地の解消事業がありまして、そちらに要望し、申請を出されております。

2番委員 耕作放棄地を解消して畠として利用するということですね。

事務局 そうです。現地は耕作放棄地の状態なので、きちんと整備して牧草を植えられます。

議長 よろしいですかね。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、これは可決いたします。

(14番委員 着席)

次、番号2、1番委員、説明をお願いいたします。

1番委員 諾受人、譲渡人、その他農地の情報は記載のとおりです。
売買による所有権移転という理由で申請されております。
補足資料は、10ページ、11ページです。
以上です。

事務局 事務局から補足いたします。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。売買ということでございますので、何か御質問等、御意見等はございませんか。なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。番号2は可決します。

では、番号3、これは私の担当地区ですので、私から説明をいたします。

譲受人、譲渡人は、下記のとおりでございます。

その他、農地の情報は記載のとおりです。

贈与による所有権の移転です。

補足資料については、12ページ、13ページを御覧ください。

以上です。

事務局	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議長	はい。この農地は譲受人の方の家の裏です。
議長	では、3番について、何か御質問、御意見はございませんか。 なければ、これも可決したいと思います。よろしいですか。
(複数委員)	はい。
議長	はい。可決します。 では、番号4、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局	農業委員会事務局です。こちらは事務局から御説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積については記載のとおりです。 贈与による所有権移転のため申請されております。 補足資料は、14ページから15ページです。
	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの説明は以上です。
議長	はい。何かこれについて御質問、御意見はございませんか なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。
(複数委員)	はい。
議長	はい。では、これも可決いたします。 では、番号5、5番委員、御説明をお願いいたします。

5番委員	番号5です。 借受人、貸出人、それから農地の情報は左記のとおりです。 契約期間、賃貸借料は記載のとおりです。 補足資料につきましては、17ページ、18ページです。 よろしくお願ひします。
事務局	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議長	はい。賃貸借権の設定ということでございます。 何か御意見、御質問等はございませんか。 なければこれも可決したいと思いますが、よろしいですか。
(複数委員)	はい。
議長	はい。可決します。
事務局	では、「議第27号」 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議長	はい。 では、これは3番委員、御説明をお願いいたします。
3番委員	申請者の住所、氏名、土地の所在地は左記のとおりです。 申請理由は、許可を受けずに令和4年3月20日頃、杉の植林をしてしまいました。 始末書とともに転用申請をいたします。と、いうことです。 お願ひいたします。
事務局	事務局から補足いたします。 補足資料につきましては、19ページから21ページです。 農地法の許可を受けず植林をしてしまっている案件が、非常に多

くなっています。

許可を受けずに植林をしてしまっても、追認という形で申請していただければいいので、そうしてください。

農業委員さんが、そういういた地権者を知っている場合がありまし
たら、御指導または農業委員会事務局まで連絡をいただきますよう
よろしくお願ひいたします。

申請書には、事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されて
おり、また植林をしてしまっているため、始末書も提出されており
ます。

その内容から一般基準について、事務局としては申請にかかる用
途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地
等にかかる営農条件への支障の有無について、適當または確実である
と判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産
性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと
判断しています。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当で
あると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問、御意見等はございませんか。

5番委員 以前、農振農用地に植林をされたということで協議をされたこと
があると思います。

これは農振農用地にかかっていないから許可ができるということ
ですかね。

事務局 今回、始末書を出していただいているのですが、これは農振農用地
の区域外のため、始末書を添えて申請を上げてもらえば受付可能
です。

例えば農振農用地の区域内に木を植えてしまった場合、まず、農
振法の始末書を出していただいて、農振の除外申請をしていただけ
ます。

それは年2回、本町は受付をしております。

3月と9月までに出していただければ、3月の場合は5月に農振
協議会という協議会に諮っております。

そこで審議後、県との協議を重ねて、大体約半年ぐらいで、認め
ていただければ除外していただけるようなスケジュールです。

9月受付の場合は、大体11月に農振協議会をしていますので、

そこから大体長くて半年後、県の同意を得、除外された後、転用の申請を、また始末書とともに一緒に出してもらうというスケジュールです。

1点変わったのが、これまで農振協議会に除外申請を出してもらえばよかったのですが、去年の3月までに地域計画という計画を策定しております。

地域計画に入っている農地は、イコール農振農用地に入っているので、地域計画から農地を外すのが2か月。

その後、今度は農振の除外申請を出してもらって、許可を得るのが半年。

今度は転用申請を出してもらうので、許可が1か月後。

大体1年がかりのスケジュールです。

農振農用地区域内に対象農地が入っていると、ステップを踏まないといけないので、そこだけはどうしても注意が必要です。

議 長 ほかに御質問ございませんか。

なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。議第27号は可決します。

審議案件はこれで終わりましたが、追加議案がございますので、次に移ります。

「議第28号」

事務局 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定による会長職務代理者の互選に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和7年10月14日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。職務代理者の互選でございます。

各地区より選考委員をこちらで指名したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4番委員、5番委員、6番委員、7番委員、それと私が選考に当たりたいと思います。

この後、別室に移っていただき選考したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、今言われた方々は別室に移動をお願いします。

(別室にて協議)

(選考委員着席)

議長 それでは、選考結果を発表いたします。

職務代理者につきましては、6番委員に決まりましたので御報告を申し上げます。

では、6番委員、一言、御挨拶をお願いいたします。

6番委員 皆様の推薦を受け職務代理者となりました。

無事務められますよう努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(複数委員) よろしくお願ひします。

議長 では、総会はこれで終わりたいと思います。

皆様、お疲れ様でした。

あとは事務局にお任せいたします。